

## 大分県環境マネジメントシステムについて

## 【 大分県環境マネジメントシステムの概要 】

- 1 運用開始 平成 23 年 4 月から
- 2 適用範囲 県の全組織の全所属（各種委員会・病院局・企業局・教育委員会・警察本部含む）
- 3 導入経緯  
県では、平成11年1月に本庁3庁舎の知事部局を適用範囲としてISO14001の認証を取得し、平成21年度まで環境負荷低減に取り組んできたが、その一方で、本庁3庁舎の知事部局のみの取組であったことから、ISO14001の認証を継続せず対象を全所属に拡大して、県独自の新しい環境マネジメントシステム(EMS)を構築した。
- 4 具体的な取組 以下の5つの取組を一体的に実施、進行管理
  - (1) 対外的業務(環境施策の推進)
    - ① 新環境基本計画の着実な推進
    - ② 環境に配慮した公共事業の実施
  - (2) 対内的業務(エコオフィス活動の推進等)
    - ③ 地球温暖化対策実行計画の推進
    - ④ グリーン購入推進方針による物品調達
    - ⑤ 環境法令を遵守した庁舎管理業務(別紙 1 「大分県環境マネジメントシステム要綱（以下、「要綱」という。）」「スキーム図」参照)

## 【 外部評価のための報告事項 】

このシステムの取組状況等について、専門的かつ客観的な評価及び透明性を確保するため、毎年1回環境審議会総合政策部会による外部評価を行うこととする。

- 1 根拠 要綱第12条
- 2 評価内容 要綱第13条
  - (1) 大分県新環境基本計画に基づく施策の進捗状況、目標の達成状況等  
前述のとおり
  - (2) 環境影響法、大分県環境影響評価条例、大分県環境配慮推進要綱に基づく事業の概要等及び大分県自主的環境配慮指針に基づく対象事業の件数  
別紙 2 のとおり
  - (3) 大分県地球温暖化対策実行計画（第3期）に基づく温室効果ガス排出量の実績等  
別紙 3 のとおり
  - (4) 大分県グリーン購入推進方針に基づく環境物品等の調達実績等  
別紙 4 のとおり

## 大分県環境マネジメントシステム要綱

## 第1章 総則

## (趣旨)

第1条 この要綱は、事業活動に伴う環境への負荷の低減及び環境保全活動の推進に寄与するため、大分県が独自に確立し、維持する環境マネジメントシステム（以下「システム」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (システムの適用範囲)

第2条 システムの適用範囲となる組織、事務及び職員は次のとおりとする。

- (1) 適用組織 知事部局、議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局、企業局、病院局、教育庁（教育機関及び県立学校を含む。）及び警察本部（警察学校及び警察署を含む。）
- (2) 適用事務 前号の組織が実施している事務事業
- (3) 適用職員 第2号の適用組織で勤務する職員等（非常勤職員及び臨時職員を含む。）

## (環境方針)

第3条 環境マネジメントシステムにおける環境保全活動の基本理念及び基本的方向を環境方針として定める。

## 第2章 環境管理組織

## (設置)

第4条 継続的な環境の保全及び改善に取り組むシステムを確立し、維持するため環境管理組織を設置する。

## (組織)

第5条 環境管理組織は環境管理総括者、環境管理副総括者、環境管理責任者、環境管理委員会及び環境マネジメントシステム推進委員会（以下「システム推進委員会」という。）で組織する。

- 2 環境管理総括者は、知事をもって充てる。
- 3 環境管理副総括者は、副知事をもって充てる。
- 4 環境管理責任者は、生活環境部長をもって充てる。
- 5 環境管理委員会は、環境管理総括者、環境管理副総括者、環境管理責任者及び環境活動責任者で組織し、環境管理総括者を委員長とする。
- 5 システム推進委員会は、生活環境部審議監及び総括環境推進員で組織し、生活環境部審議監を委員長とする。

## (職務)

第6条 環境管理総括者は、システムを総合的かつ体系的に推進するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 環境方針の決定及び改定を行うこと。
- (2) 必要に応じてシステムの見直しを行うこと。
- (3) その他システムの確立及び維持のために必要な事務を行うこと。
- 2 環境管理副総括者は、環境管理総括者を補佐し、環境管理総括者に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 環境管理責任者は、システムを確立し、維持するため次に掲げる事務を行う。
  - (1) 環境関連施策等、エコオフィス活動及び環境法令を遵守した庁舎管理業務の推

進等を行うこと。

(2) システムの確立及び維持に関し必要な情報、状況及び措置等を環境管理総括者に報告すること。

4 環境管理委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) システムの目標の達成状況に関すること。

(2) システムの見直しに関すること。

(3) その他環境管理総括者が必要と認めること。

5 システム推進委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) システムの目標の達成状況を取りまとめて、環境管理責任者に報告すること。

(2) その他環境管理責任者が必要と認めること。

(庶務)

第7条 環境管理組織の庶務は、生活環境部地球環境対策課で処理する。

### 第3章 環境活動組織

(設置)

第8条 継続的な環境の保全及び改善に取り組むため、環境活動組織を設置する。

(組織)

第9条 環境活動組織は、環境活動責任者、総括環境推進員及び環境推進員で組織する。

2 環境活動責任者は、各部局長、議会事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長、監査事務局長、企業局長、病院局長、教育長及び警察本部長をもって充てる。

3 総括環境推進員は、各部局等の主管課事務を担当する課長をもって充てる。

4 環境推進員は、各部局等の各課・局・室の長をもって充てる。

(職務)

第10条 環境活動責任者は、各部局等の環境推進員に環境保全活動等の実行を指示し、その他環境活動に関し必要な業務を行う。

2 総括環境推進員は、環境活動責任者を補佐し、各部局等における環境活動等の調整を行う。

3 環境推進員は、次に掲げる事務を行う。

(1) 環境関連施策等、エコオフィス活動及び環境法令を遵守した庁舎管理業務の推進等に取り組むこと。

(2) 環境保全活動を実行すること。

### 第4章 環境教育

(環境教育の実施)

第11条 システム及び環境問題に関する職員等の知識の向上及び自発的行動の促進を図り、公共事業等の業務に従事する職員が経験に基づく力量を向上させるため、環境教育を実施する。

### 第5章 外部評価

(外部評価の実施)

第12条 システムの取組状況等について、専門的かつ客観的の評価及び透明性を確保するため毎年1回外部評価を行うこととする。

2 外部評価は、大分県環境審議会総合政策部会において行うものとする。

(評価内容)

第13条 評価内容は、環境関連施策等及びエコオフィス活動の取組結果とし、次に掲げる事項により評価するものとする。

(1) 大分県新環境基本計画に基づく施策の進捗状況、目標の達成状況等

- (2) 環境影響評価法、大分県環境影響評価条例、大分県環境配慮推進要綱に基づく対象事業の概要等及び大分県自主的環境配慮指針に基づく対象事業の件数
- (3) 大分県地球温暖化対策実行計画（第3期）に基づく温室効果ガス排出量の実績等
- (4) 大分県グリーン購入推進方針に基づく環境物品等の調達実績等
- (5) その他外部評価に必要な事項

## 第6章 雑則

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

### 附 則

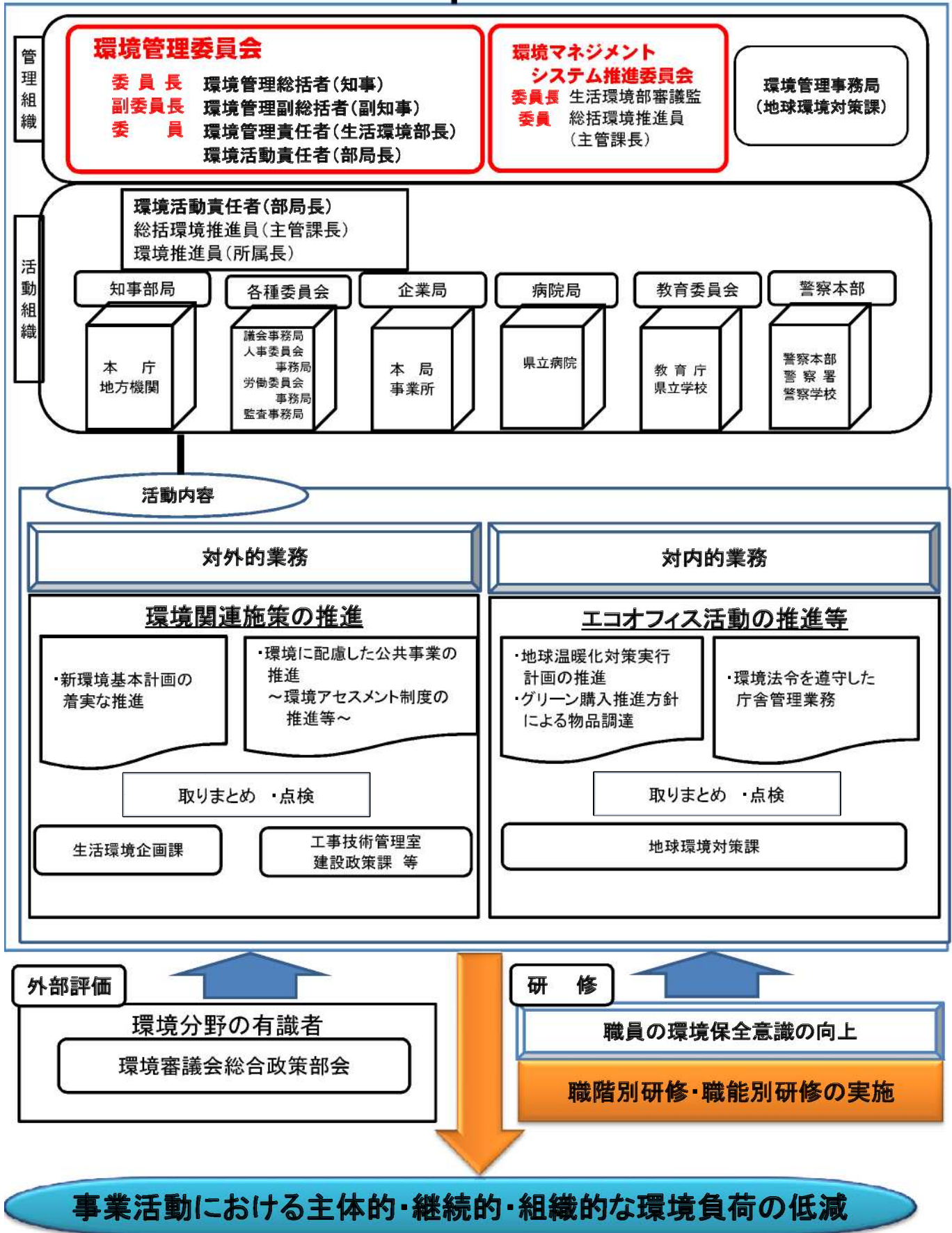
- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
  - (1) 大分県環境マネジメントシステム要綱（平成10年11月1日制定）
  - (2) 大分県環境組織に関する要綱（平成10年7月3日制定）
  - (3) 大分県環境管理委員会要綱（平成10年7月3日制定）
  - (4) 大分県環境マネジメントシステム検討委員会要綱（平成10年11月1日制定）

### 附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

# 大分県環境マネジメントシステム (H23年4月稼働)

(EMS: Environmental Management System)



## 平成25年度環境影響評価（アセスメント）指導審査実績

平成26年3月31日現在

## ○環境影響評価法対象事業

No.	事業名	事業主体	規模	備考
1	大岳発電所更新事業	九州電力（株）	地熱発電出力 1.5万kW級	平成25年2月25日付けで方法書受理（審査終了）

## ○環境影響評価条例対象事業

No.	事業名	事業主体	規模	備考
1	LOHAS・ECE大分発電所	LOHAS・ECE2（株）	42.7ha	平成25年12月12日付けで実施計画書受理（審査終了）

## ○大分県環境配慮推進要綱対象事業

No.	事業名	事業主体	規模	備考
1	地域高規格道路 中津日田道路 「日田山国道路」	県	延長 8.5km	環境配慮調書受理 （審査終了）

## ○大分県自主的環境配慮指针对象事業

対象事業部局	事業の種類	事業件数
土木建築部	道路事業	6
合計		6

## 大分県地球温暖化対策実行計画(第3期)に基づく温室効果ガス排出量の実績等

## 1 大分県地球温暖化対策実行計画の目的

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、県が率先して自らの事務事業について温室効果ガス排出量を削減し、県全体の排出量削減を一層推進する。

- ・第1期計画期間 平成12～16年度
- ・第2期計画期間 平成17～22年度
- ・第3期計画期間 平成23～27年度(基準年度:22年度、目標年度:27年度)

## 2 削減目標、目標年度排出量及び平成25年度実績

項目	単位	H22 (基準年度)	H24	H25			H27	
				実績	対基準年比	対前年比	目標値	対基準年比
温室効果ガス排出量	t-CO2	47,595	55,202	60,971	28.1 %	10.5 %	45,216	▲5%
電気	t-CO2	31,969	41,195	47,318	48.0 %	14.9 %	30,371	
使用量	千kwh	83,487	77,277	77,568	▲ 7.1 %	0.4 %	79,313	
庁舎冷暖房用等燃料	t-CO2	7,948	6,934	6,627	▲ 16.6 %	▲ 4.4 %	7,551	
ガソリン	t-CO2	4,736	4,565	4,504	▲ 4.9 %	▲ 1.3 %	4,499	
その他(軽油等)	t-CO2	2,942	2,508	2,522	▲ 14.3 %	0.6 %	2,795	
コピー用紙の購入量 (県立学校除く)	千枚	80,365	84,599	81,171	1.0 %	▲ 4.1 %	68,310	▲15%
水の使用量	千m3	932	841	833	▲ 10.6 %	▲ 1.0 %	885	▲5%
可燃ごみの排出量	千kg	1,021	996	976	▲ 4.4 %	▲ 2.0 %	970	▲5%

※電気使用量に係る排出係数

	H22	H23	H24	H25
九州電力	0.374	0.385	0.525	0.612
イーレックス	0.462	0.560	0.612	0.603

- ①温室効果ガス排出量－基準年比で28.1%増加  
(理由)使用量は各項目とも減少しているが、発電に占める火力発電の割合が高くなったため
- ②コピー用紙の購入枚数－基準年比で1.0%増加  
(理由)雪害対応や全国高校総体に係る行啓事務等による業務量の増加のため
- ③水の使用量－基準年比で10.6%減少  
(理由)自動水栓化及び節水意識の向上のため
- ④可燃ごみの排出量－基準年比で4.4%減少  
(理由)ごみの分別意識の向上のため

## 大分県グリーン購入推進方針に基づく環境物品等の調達実績

### 1 目的

県内における環境物品等の市場形成・開発促進を図るとともに市町村、県民及び事業者のグリーン購入への転換を促す。

### 2 根拠

国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成12年5月公布）  
大分県グリーン購入推進指針（平成14年4月策定）（以下、「指針」という。）

### 3 取組

環境物品の選択に当たっては、価格や品質などに加え有害物質の使用が削減されていること、エネルギーの消費が少ないこと、さらにリサイクルされた部品や素材等を使用していることなど環境負荷の低減に配慮した物品の調達に努める。

具体的には、指針に基づき毎年度重点的に調達すべき環境物品等及び調達目標を定め、県庁におけるグリーン購入を推進する。

### 4 平成25年度調達実績 93.9%（目標100%）

※ 詳細は次項以降を参照



## 平成25年度 特定調達品目の調達実績

(単位:円)

大分類名	主な品目名	特定調達物品 等購入金額	物品等 購入金額	H25		参考
				適合率	前年比	H24適合率
紙類	コピー用紙、ティッシュペーパー など	104,506,026	106,992,824	97.68	0.26	97.42
文具類		64,981,017	67,231,133	96.65	2.33	94.32
オフィス家具等	いす、机、棚、ホワイトボード など	23,208,730	23,518,785	98.68	1.54	97.14
OA機器	複合機、プリンタ、トナーカートリッジ など	62,415,756	65,450,929	95.36	2.78	92.58
移動電話	携帯電話	232,981	232,981	100.00	0.00	100.00
家電製品	冷蔵庫、テレビ受信機、電子レンジ など	2,859,707	2,953,507	96.82	13.44	83.38
エアコンディショナー等	エアコンディショナー、ストーブ など	3,875,608	3,912,500	99.06	10.43	88.63
温水器等		864,357	916,857	94.27	14.30	79.97
照明		7,315,313	7,866,099	93.00	2.92	90.08
自動車等	自動車、乗用車用タイヤなど	198,500,389	215,116,432	92.28	▲ 1.55	93.83
消火器	消火器	4,249,389	4,465,269	95.17	▲ 0.66	95.83
制服・作業服	制服、作業服、帽子	71,405,625	85,460,364	83.55	16.83	66.72
インテリア・寝装寝具	カーテン、毛布、ふとんなど	3,453,895	3,600,568	95.93	5.75	90.18
作業手袋	作業手袋	1,152,580	2,059,004	55.98	▲ 6.32	62.30
その他繊維製品	ブルーシート、旗、のぼり、幕類 など	3,062,884	3,494,680	87.64	▲ 7.23	94.87
設備	燃料電池、日射調整フィルム など	191,100	191,100	100.00	0.00	100.00
災害備蓄用品	レトルト食品、一次電池など	18,939,208	18,960,424	99.89	6.16	93.73
公共工事	製材(製材、集成材、合板、単板積層材) など	285,812	285,812	100.00	9.86	90.14
役務	印刷、庁舎管理、クリーニング など	290,907,845	306,068,189	95.05	1.94	93.11
合計		862,408,222	918,777,457	93.86	2.60	91.26